

営業社員のための『不動産税務通信』R5.10月号

小規模宅地の規定にある「生計が一」とは具体的にどういう事？

「生活費の原資が共通」という意味です。



スポーツの日



裁判例から見る「生計一」

裁判A 「生計を一にしていた」と認められるためには(中略)日常生活の資を共通にしていたと認められることを要し…

判決B 「被相続人と生計を一にしていた」相続人「の事業の用に供されていた宅地等」とは、相続人の生計だけでなく**被相続人の生計をも支えていた**相続人「の事業の用に供されていた宅地等を指すものと解するのが相当である。



日常生活の面倒を見てるし、後見人として財産の管理もしてるから生計一でいいよね。

否認！

生計一ではないですね。

生計一親族として申告

どうして？



税務署

- ・同居していない。
- ・被相続人の医療費や生活費は被相続人の固有財産から支出されている。

結論

日常生活に係る費用の主要な部分を共通にしていたとは言えない。

生計が一であるかどうか税金計算に大きな影響を与えるケースは少なからず存在します。しかし、各納税者の固有の生活事情が関係するため一律判断が難しく、更に所得税と相続税では立法趣旨の相違から同じ「生計一」という言葉を使っても判定が異なる事例もあります。生計が一なのかどうなのか判断に悩んでいる方は是非東京シティ税理士事務所にご相談ください。

税理士紹介ページ

弊所に所属する税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所（新宿三井ビル33階）

横浜相談所（横浜スカイビル20階）

東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内）

TEL : 03-3344-3301
Mail : ask@tokyocity.co.jp
ご利用時間09:30~17:30